

株式会社佐々木電業社行動計画

子育てを行う社員の職業生活と家庭生活の両立を支援する為の雇用環境の整備をするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 2年 9月 1日 ~ 令和 5年 8月31日までの3年間

2. 目 標

目標1：子の出生時における育児休業の取得および子育てに関する休暇の取得を促進する。

目標2：産前産後休業や育児休業、看護休暇、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

3. 目標を達成するための対策の内容と実施時期

<目標1に対する対策>

- 令和 2年 9月~ 相談窓口の周知を図り、育児休業や子の看護休暇制度について社員に周知する

<目標2に対する対策>

- 令和 2年 9月~ 社会保険労務士による育児・介護休業規程の内容および関連制度に関する説明会の実施